

剣道、居合道、杖道「教士」審査会要項

一般財団法人 富山県剣道連盟

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道、居合道、杖道 の錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和5年5月31日以前に取得）した者

2. 全剣連による教士号審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

3. 小論文課題

- ① 課題 剣道 「剣道指導者としての在り方」
居合道 「称号（教士）としての指導への取り組みについて」
杖道 「称号（教士）としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」

***参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）**

- ② 字数 800字以上1200字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書く事。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号教士受審」（居合道、杖道の場合は、剣道に変えてそれぞれを書く）、裏に登録都道府県名と氏名を表記し封印したもの。

※再受審者についても、上記課題の小論文提出といたします。

4. 申込み

- (1) 受審を希望する者は、所属地区連盟を通じて申し込むこと。
- (2) 申込締切 **富山市連盟 令和7年2月19日（水）必着厳守**
- (3) 申込先 〒930-0096 富山市舟橋北町5-12
山内武道具店内富山市剣道連盟事務局
- (4) 提出書類
 - ①(一財)富山県剣道連盟「審査願（六～八段・称号）」（半券）
 - ②全剣連様式・受審申請書（本人用）
 - ③小論文（3.を参照のこと）

5. 審査料

受審願と同時に納入すること。

6. 全剣連への推薦について

富山県剣道連盟審議会において、当連盟の定める講習会受講の要件、および、申込者が規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「教士を受審しようとするものの備えるべき要件（①～③）」を審査し、これらをすべて満たしているとみなされた場合は全剣連会長に候補者として推薦する。